

エジンバラ産後うつ病自己評価票の実施に向けて協議

平成29年度 第2回母子保健対策小委員会（切れ目ない支援体制の構築）

- 日 時 平成30年1月31日（水） 午後1時30分～午後3時
- 場 所 鳥取県西部医師会館1階 第1会議室
- 出席者 9人
笠木・鎌沢・中曾・長田・廣江各委員
県子育て応援課：稲村課長補佐、太田保健師
健対協事務局：岩垣係長、神戸主任

議 題

1. 産婦健康診査の実施について

平成30年1月時点で産婦健康診査を実施している市町村は境港市、岩美・若桜・三朝・日南・日野町の1市5町であった。その内、メンタルに関する項目を健診に組み込んでいるのは境港市のみで、その他の町では受診者が申請すれば該当の費

用を助成するという方法をとっている。また、現時点で健診を行っていない市町村も県下統一実施の体制が整えば行いたいと考えている。

○市町村が母子保健対策協議会に検討を要望すること

- ・各産科医療機関で既に行われている産後の健康診査との整理

- ・検査項目の統一化について（エジンバラ産後うつ病質問票の実施も含む）
- ・全県下の医療機関で健診委託料の統一化
- ・委託契約の方法について
- ・健診結果の速やかな報告体制について
- ・健康診査後のフォロー内容と体制について
- ・産後ケア事業等受入施設の拡充について

2. 乳児2週間、1か月健康診査について

平成30年1月時点で乳児1か月（2週間）健康診査を実施している市町村は境港市、岩美・若桜・三朝・湯梨浜・日南・日野町の1市6町であった。また、その全てが1か月児健康診査のみの実施で、2週間健康診査を実施している市町村は

無かった。その他の市町村は、乳児健康診査が国庫補助対象事業ではないため現時点では助成を検討していないものの、県下統一実施の方向となれば前向きに検討したいと考えているところが殆どであった。

○市町村が母子保健対策協議会に検討を要望すること

- ・乳児1か月健診、2週間健診のどちらかを実施するとなった場合、どちらを実施するか
- ・検査項目の統一化について
- ・全県下の医療機関で健診委託料の統一化
- ・健診後のフォロー内容と体制について
- ・健康診査に関する研修の実施について

（参考）境港市「産後・1か月児健康診査助成事業」の実施内容

○対象者

- ・生後1か月前後の乳児とその産婦
- ・境港市に住民票がある者

○受診券

対象者に対して検査費用を市が全額負担する受診券を発行する。

○報告及び請求

実施医療機関は、受診券に所見・判定等を含む必要事項を記入し、請求書とともに市へ提出する。

○その他

- ・産後・生後2週間の時期に受けていただくことも可能。ただし助成はそれぞれ1度のみ。
- ・市は医療機関と個別に委託契約を結ぶ。
- ・エジンバラ産後うつ病質問票の実施の有無は医療機関によって異なる。

3. エジンバラ産後うつ病自己評価票の取扱いについて

産婦健康診査により、うつ病になる前のフォロー体制を構築することが重要である。産後うつ病を見分け、子どもの虐待を未然に防ぐには、エジンバラ産後うつ病質問票を産後2週目と4週目に

それぞれ実施することが望ましい。また、質問票により、うつ病発症のリスクが高いと判断された者を市町村の保健師にフォローしていただく、場合によっては精神科医に繋ぐ等といった連携のルートづくりが必要である。